	ad　令和２年に内閣府が公表した平成27年度から平成29年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） α　次条第７項の表都道府県の項の算式の符号αの率と同じ。
市町村	算式 （0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.323 0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M及び0.1×Nに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅰ F＝44.15×｛（j－i）／i｝×（1／10）＋2.21 ｛（j－i）／i｝×（1／10）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 i　農林業センサス規則によつて公表された平成22年２月１日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別農家数のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数に150万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数に250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数に600万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち700万円以上1,000万円未満の数に850万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち1,000万円以上1,500万円未満の数に1,250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち1,500万円以上2,000万円未満の数に1,750万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち2,000万円以上3,000万円未満の数に2,500万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち3,000万

	ad　令和元年に内閣府が公表した平成26年度から平成28年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） α　附則第19条の14の２第７項の表都道府県の項の算式の符号αの率と同一の率
市町村	算式 （0.15×F＋0.15×G＋0.1×H＋0.1×I＋0.1×J＋0.1×K＋0.1×L＋0.1×M＋0.1×N）×β×0.297 0.15×F、0.15×G、0.1×H、0.1×I、0.1×J、0.1×K、0.1×L、0.1×M及び0.1×Nに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 F　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅰ F＝25.84×｛（j－i）／i｝×（1／5）＋2.13 ｛（j－i）／i｝×（1／5）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅰの符号 i　農林業センサス規則によつて公表された平成22年２月１日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別農家数のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち100万円以上200万円未満の数に150万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち200万円以上300万円未満の数に250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち500万円以上700万円未満の数に600万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち700万円以上1,000万円未満の数に850万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち1,000万円以上1,500万円未満の数に1,250万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち1,500万円以上2,000万円未満の数に1,750万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち2,000万円以上3,000万円未満の数に2,500万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち3,000万